

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「学術と法」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>日本学術会議は、2010年8月の勧告において、科学技術基本法における「科学技術」の用語を「科学・技術」に改めるとともに、「人文科学のみに係るものを除く」という規定を削除して、人文・社会科学を含む「科学・技術」全体の長期的・総合的な政策確立の方針を明確にすることを求めた。このような主張を裏づけ実現するためにも、必要なデータと政策提言の準備が急務となっている。</p> <p>このことにも関連し、学術は、今日、次の重要な課題にも直面している。第1に、たとえば福島第一原発事故をめぐる一連の事態が示すように、学術の知見を国等の政策に反映させるあり方、第2に、外部資金等の比重が高まるなかで、研究の質を適切に評価する基準・手続等のあり方、第3に、研究の推進および社会的説明責任の期待に適切に応える大学その他研究組織のガバナンスのあり方、などである。</p> <p>これらの課題は、法学委員会を超えた日本学術会議全体の課題でもあるが、しかし、法学は、これらの課題をめぐる法制度（ソフトローを含む）の審議・検討を通じて独自の貢献をなしうると考える。本分科会では、上記の諸課題に関する諸外国における学術法制の動向を調査・整理し、その成果もふまえて、今後の日本の学術法制のあり方を審議・検討することを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>次の課題に関する外国法制の調査および今後の日本の法制のあり方の審議。</p> <p>(1) 人文・社会科学を含む学術の振興  (2) 学術の成果・知見の政策への反映のあり方  (3) 研究の質の評価基準・手続  (4) 大学その他の研究組織のガバナンス</p>
5	設置期間	<p>時限設置</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置